

8930

Vol.82

ヤ ク ザ ゼロ



大切にしたい私たちの県花

🌸 より安全で安心して暮らせる神奈川県をめざして 🌸



吾妻山公園（二宮町）

暴力団追放「三^{ワン}ない運動+1」の推進

暴力団を

- 恐れない
- 金を出さない
- 利用しない
- 協力しない

を実践しましょう



公益財団法人

神奈川県暴力追放推進センター

ご挨拶

神奈川県警察本部刑事部長 宮島 広成

本年1月の異動により神奈川県警察本部刑事部長に着任いたしました宮島でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私は、神奈川県での勤務は2度目でございます。20数年の時を経て、再び神奈川の地で勤務ができることを懐かしく、光栄に思うとともに、今回、刑事部長という重責でございますので身の引き締まる思いであります。県民の皆様には、平素より警察業務の各般にわたり、深いご理解とご支援を賜り、この紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

さて、最近の暴力団情勢につきましては、平成27年から始まった六代目山口組の分裂に伴う対立抗争が未だ継続している状況で、全国で死傷者を出す抗争事件が多数発生しておりますが、本県におきましては、平成28年に厚木市内にある六代目山口組傘下組織の関連施設ヘトラックが突入する事件が発生して以降、大きな対立抗争事件の発生はありません。

しかし、昨年12月、稲川会傘下組織と住吉会傘下組織の抗争と見られる殺人・死体遺棄事件が発生するなど、本県における暴力団情勢は予断を許さない状況が続いており、万が一にも県民の皆様被害が及ぶことのないよう、県警察では取締りや警戒を徹底しているところであります。

また、暴力団排除対策におきましては、先ほど申し上げた厚木市内所在の六代目山口組傘下組織の暴力団事務所について、地域住民の委託を受けた神奈川県暴力追放推進センターが原告となり、神奈川県弁護士

会民事介入暴力対策委員会及び県警察と連携の上で、平成28年に同暴力団事務所の使用差止請求訴訟を提起しました。

その結果、昨年12月、暴力団と関係のない第三者への同暴力団事務所の売却や、原告に対する350万円の解決金の支払いなどを内容とする和解が成立し、同暴力団事務所の完全撤去が実現しました。

これは、まさに住民の方々が暴力団にひるむことなく声を上げ、立ち上がり、そして、粘り強く暴力団排除運動を続けてきた成果であると考えております。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大により、皆様の生活に多大なる影響が及んでいるものと存じますが、この機に乗じた詐欺行為や本年開催予定の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る関連事業等への介入など、暴力団が背後で介在する事案の発生が懸念されるところであります。

県警察では、県民の皆様が安全で安心して暮らせる地域社会の実現のため、検挙と防犯の両面で最大限の警察力を発揮するとともに、県民の皆様と手を取り合い、一丸となった暴力団排除活動に取り組んでまいりたいと考えております。

暴力団のいない、明るく住みよい神奈川県を実現するため、皆様には引き続き、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



全国暴力追放功労者表彰受賞

令和2年11月26日、東京の明治記念会館において「全国暴力追放運動中央大会」が開催され、本県から長年にわたって暴力追放に尽力された次の方々が、警察庁長官及び全国暴力追放運動推進センター会長から表彰されました。おめでとうございます。

暴力追放荣誉銀章



港北区暴力団追放推進協議会
会長 堂 蘭 紀 栄 之 様

暴力追放荣誉銅章



青葉区暴力団追放推進協議会
会長 平 田 照 様

暴力追放荣誉銅章



大磯・二宮地区暴力団排除対策推進協議会
会長 三 宮 健 司 様

不当要求防止責任者講習の開催について

不当要求防止責任者講習は、各事業所ごとに選任された不当要求防止責任者に対し、暴力団等による様々な不当要求行為の被害を防止するために、神奈川県暴力追放推進センターが、神奈川県公安委員会から委託を受けて行っている講習です。

弊センターでは、不当要求防止責任者講習の必要性、重要性等に鑑み、新型コロナウイルス感染防止対策（3密の回避、検温、消毒、マスクの着用等）の徹底を図り、参加人数も削減しながら開催しています。



令和2年 暴力団排除条例適用一覧

通番	種別	違反・条項	実施日	概要	事業者等	暴力団
1	勧告	利益供与等 (威力利用) 第23条第1項第1号	R2.2.6	神奈川県内の中古自動車販売業者は、その事業に関し、暴力団の威力を利用する目的で、稲川会系組長に対し、平成31年4月19日頃から令和元年12月25日頃までの間、オートリース会社からリース契約で借り受けている普通乗用自動車を有償で貸与し、もって暴力団員等に対して財産上の利益を供与したものである。	中古車 販売業者	稲川会系 組長
		利益受供与 第24条第1項	R2.2.7	暴力団は、その情を知って、当該行為の相手方となったもの。		
2	勧告	利益供与等 (威力利用) 第23条第1項第1号	R2.2.20	神奈川県内の食品卸売業を営む有限会社は、その事業に関し、暴力団の威力を利用する目的で、稲川会系組員に対し、平成30年1月から令和元年11月までの間、前後23回にわたり、みかじめ料名目に毎月現金1万円(総額23万円)を供与し、もって暴力団員等に対して財産上の利益を供与したものである。	食品卸売 業者	稲川会系 組員
		利益受供与 第24条第1項	保留	暴力団は、その情を知って、当該行為の相手方となったもの。		
3	勧告	名義利用等 (他人の名義利用) 第26条の2第1項	R2.5.28	稲川会系暴力団構成員は、暴力団員であることを隠蔽して携帯電話機を取得するにあたり、令和元年10月17日、神奈川県内の携帯電話販売店において、知人に携帯電話会社と知人名義により携帯電話契約を締結させ、もって他人の名義を利用したものである。	個人	稲川会系 組員
		名義利用等 (名義貸し) 第26条の2第2項	R2.5.28	暴力団員に対し、その情を知って、自己の名義を利用させたもの。		
4	勧告	利益供与等 (活動助長) 第23条第2項第7号	R2.6.11	神奈川県内で飲食店を営む株式会社は、その事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、同社代表取締役をして、稲川会系幹部に対し、令和元年12月20日午後5時頃から同日午後7時頃までの間、同社経営にかかる飲食店において、暴力団の組織行事である食事会のために、宴会場所及び飲食物を提供し、もって暴力団員等に対して財産上の利益を供与したものである。	飲食 事業者	稲川会系 組員
		利益受供与 第24条第1項	R2.6.11	暴力団は、その情を知って、当該行為の相手方となったもの。		
5	勧告	利益供与等 (威力利用) 第23条第1項第2号	R2.8.7	神奈川県内の社交飲食店は、その事業に関し、稲川会系構成員とのトラブルの解決に暴力団の威力を利用したことの謝礼として、稲川会系暴力団幹部に対し、平成28年10月頃、神奈川県内のコンビニエンスストア駐車場内において、現金10万円を供与し、もって暴力団員等に対して財産上の利益を供与したものである。	飲食 事業者	稲川会系 幹部
		利益受供与 第24条第1項	R2.8.7	暴力団は、その情を知って、当該行為の相手方となったもの。		
6	勧告	利益供与等 (暴力団事務所修繕) 第23条第2項第5号	R2.9.10	神奈川県内の内装業者は、その事業に関し、令和2年4月頃から同年5月頃までの間、正当な理由なく現に暴力団事務所の用に供されている稲川会系傘下組織の組事務所の修繕工事を請け負い、同年5月16日及び6月20日に同工事をを行い、修繕を完了させたものである。	内装業者	稲川会系 幹部
		利益受供与 第24条第1項	R2.9.11	暴力団は、その情を知って、当該行為の相手方となったもの。		
7	勧告	利益供与等 (暴力団事務所修繕) 第23条第2項第5号	R2.10.30	神奈川県内の建築業者は、その事業に関し、令和元年12月下旬頃、稲川会系幹部からの依頼を受け、正当な理由なく現に暴力団事務所の用に供されている稲川会系傘下組織の組事務所の修繕工事を請け負い、令和2年4月下旬から同年5月中旬までの間、同工事をを行い、修繕を完了させたものである。	建築業者	稲川会系 幹部
		利益受供与 第24条第1項	R2.10.29	暴力団は、その情を知って、当該行為の相手方となったもの。		
8	勧告	利益供与等 (活動助長) 第23条第2項第7号	R2.12.10	神奈川県内の社交飲食店は、その事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、稲川会系幹部に対し、平成31年2月17日から令和2年2月16日までの間、前後4回にわたり、自己が経営する前記社交飲食店において、暴力団の資金獲得活動である前記稲川会系幹部が主催する宴会の場所及び飲食物を提供し、もって暴力団員等に対し、財産上の利益を供与したものである。	飲食 事業者	稲川会系 幹部
		利益受供与 第24条第1項	R2.12.11	暴力団は、その情を知って、当該行為の相手方となったもの。		
9	勧告	利益供与等 (威力利用) 第23条第1項第1号	R2.12.17	神奈川県内で石油製品の販売等を行う株式会社は、その事業に関し、暴力団の威力を利用する目的で、稲川会系組員に対し、令和2年6月15日、同社給油所内に設置の回胴式遊技機2台の平成30年12月分から令和2年3月分の売上金の一部である現金21,960円を供与し、もって暴力団員等に対して財産上の利益を供与したものである。	石油販売 事業者	稲川会系 組員
		利益受供与 第24条第1項	R2.12.17	暴力団は、その情を知って、当該行為の相手方となったもの。		

暴力団被害無料電話・来所相談会の開催

● 開催日時

・ 令和**3**年**5**月**14**日(金) 午前10時～午後6時

● 開催場所

・ 神奈川県弁護士会館 横浜市中区日本大通9

● 相談方法

・ 電話又は当会館へご来所の上で相談(無料)



● 相談対応

・ 暴力団をはじめとする反社会的勢力やその周辺者にかかわる被害一般について、暴力団対策の専門家(警察、弁護士、暴力追放推進センター)が、相談に応じます。

※電話番号等は、5月上旬にホームページ等でお知らせします。

第30回 暴力追放県民大会のご案内

● 開催日時

・ 令和**3**年**9**月**2**日(木) 午後2時～午後4時

● 開催場所

・ 神奈川県立音楽堂 横浜市西区紅葉ヶ丘9-2

● 次第

第一部

- ・ 主催者挨拶
- ・ 表彰
- ・ 来賓祝辞
- ・ 来賓紹介
- ・ 大会宣言

第二部

- ・ 警察音楽隊演奏・ステージドリル
- ・ 演劇等

賛助会員のご紹介

～ここに掲げた企業・団体は、弊センターの賛助会員であり、暴力追放運動に取り組む皆様の応援団です。～

あ 行	(一社)綾瀬市建設業協会	た 行	(株)タツミプランニング
	(株)アスマイル		第一生命保険(株)
	荒井商事(株)		中央総業(株)
	アマノマネジメントサービス(株)		(株)テクノシステム
	(株)アサンテ		東都熱工業(株)
	(一社)厚木市建設業協会		(株)東京スター銀行
	(株)阿賀野商事		(株)東亜環境コーポレーション
	(株)アイル		東京ガスエコモ(株)
	アナザーレーン(株)	な 行	ナイスコミュニティ(株)
	(株)アイスコ		日本郵便輸送(株) 南関東支社
	アルファノート(株)		日本たばこ産業(株) 神奈川支社
	アパホテル&リゾート横浜ベイトワ		日総工産(株)
	(株)インプラントイノベーションズ		(特非)任意後見利用促進協会
	(株)インフォマティクス		日本インジェクタ(株)
	(株)イグアス		日本KFCホールディングス(株)
	SGSジャパン(株)	は 行	ハーツテクノロジー(株)
	ORTHOREBIRTH(株)		Bitgate(株)
か 行	神奈川県民共済生活協同組合		(株)富士達
	神奈川県内レンタカー暴力団排除連絡協議会		(株)富士通トータル保険サービス
	神奈川県自動車販売店協会		(株)フジタ横浜支店
	神奈川県信用保証協会		プラウドライフ(株)
	神奈川相互交易(株)		(株)フェルディナス
	神奈川県自動車交通共済協同組合		フォーライフ(株)
	(株)かんぼ生命保険南関東エリア本部		(株)フォレスト
	(株)かんぼ生命保険横浜支店	ま 行	(株)ベンハウス
	(株)かんぼ生命保険海老名支店		(株)丸ハアセット
	(株)かんぼ生命保険川崎支店		(株)マイホームワン
	(公社)神奈川県産業資源循環協会		(株)三菱電機ライフネットワーク
	川崎市信用保証協会		明誠建設(株)
	神奈川県軽自動車協会		メトロミッタンスジャパン(株)
	神奈川県農業信用基金協会		守谷輸送機工業(株)
	神奈川県行政書士会相模原支部	や 行	(株)ゆうちょ銀行南関東エリア本部
	神奈川県行政書士会		UR都市機構神奈川県暴力団等排除対策協議会
	川崎市管工事業協同組合		(株)ユージン
	(株)グローバルインフォメーション		横浜低温流通(株)
	コネクシオ(株) ドコモショップ相模原店		横浜公証人会
さ 行	サンエス技研(株)		横浜市信用保証協会
	(株)サードブラネット		横浜市鶴見スポーツセンター
	篠竹興業(株)		横浜市神奈川スポーツセンター
	新明和工業(株)		横浜市都筑スポーツセンター
	ジャパニマス(株)		横浜市西スポーツセンター
	JFEエンジニアリング(株)ガス事業部導管建設部		横浜市栄スポーツセンター
	ジェイリース(株)横浜支店		横浜市中スポーツセンター
	新明和オートエンジニアリング(株)		横浜市戸塚スポーツセンター
	G・Aホールディングス(株)		横浜市港南スポーツセンター
	(株)湘南ゼミナール		横浜市南スポーツセンター
	SHOTOKU(株)		横浜市金沢スポーツセンター
	生命保険協会神奈川県協会		横浜市瀬谷スポーツセンター
	世紀東急工業(株)横浜支店		横浜市保土ヶ谷スポーツセンター
	相鉄ホールディングス(株)		横浜市磯子スポーツセンター
	損害保険料率算出機構 横浜第一自賠責調査事務所		横浜市旭スポーツセンター
	(株)創和		横浜市泉スポーツセンター
た 行	(有)高橋商事		横浜市緑スポーツセンター

※個人及び掲載希望のない企業等は除いております。



神奈川県暴力追放推進センターの主な活動

- 1 暴力団員が行う不当な行為を防止する広報活動
- 2 民間組織が行う暴力追放運動を支援する活動
- 3 暴力団員からの不当な行為に関する相談活動
- 4 暴力団から少年への働きかけを排除する活動
- 5 暴力団から離脱しようとする人を手助けする活動
- 6 暴力団員を相手とした民事訴訟等の支援活動
- 7 暴力団員の不当な行為による被害者支援活動
- 8 事務所使用等差し止め請求訴訟
- 9 不当要求防止責任者講習の実施

賛助会員の募集

公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターでは、事業の推進を援助していただける個人、法人などの方々を賛助会員として募集しています。

1 入会手続き

- ◎入会のお申し込みは、弊センターのホームページ「賛助会員の募集（入会のお申し込み・賛助会員登録フォーム）」をクリックし、申込書に所定事項を入力して、送信してください。
- ◎入会のお申し込みは、個人、法人及び事業者団体に限らせていただきます。

2 年会費（4月1日から翌年3月31日までの一年間）

- ◎会費は、個人1口5千円、法人及び事業者団体1口2万円です。
- ◎個人、法人及び事業者団体ともに1口以上何口でもご自由です。
- ◎弊センターは、公益財団法人の認定を受けておりますので、税制上の優遇措置が認められます。



会員プレート

もし暴力団から不当な要求があったら

■神奈川県警察本部暴力団対策課

不当要求相談電話 ☎0120-797049
 条例専用電話 ☎0120-110675

■(公財)神奈川県暴力追放推進センター

〒231-8403 横浜市中区海岸通2-4

警察本部庁舎内

☎045-201-8930
 ☎045-663-8930